

厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部改正方針

1 改正の趣旨

市立病院における使用料及び手数料の徴収については、厚木市立病院の診療費等に関する条例（以下、「条例」という。）において定められています。

市立病院は地方公営企業としてその法令に基づいた経営を行い、様々な社会情勢に応じ運営し、柔軟に対応していますが、昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響で、当院を含めた多くの医療機関が厳しい状態に置かれています。病院収益の大半を占める診療報酬は公定価格であり、コスト増加への対応が十分ではないため、全国の医療関係団体が人件や物価高騰に見合った診療報酬の改定を強く要望し、令和7年6月に閣議決定された「骨太の方針2025」の中では「経済・物価動向に相当する増加分」を加算する方針が明示されました。

一方で、診療報酬以外の市立病院の診療費等については、条例で規定されていますが、価格改定における条例改正に当たっては手続に時間を要するため、急激なインフレ下においては、病院運営に大きな影響を与えています。（民間医療機関は、即時改定）

また、診療報酬以外の診療費である選定療養費は、患者が自ら保険適用外の治療やサービスを希望し、選択した場合に負担する費用のことです。この度、多焦点眼内レンズを用いた白内障手術が実施可能となり、長期収載品につきましても、今後の医薬品の採用や国の動向などを考慮し、併せて新規で定めるものです。

以上のことから、物価高騰や人件費上昇の影響に即した運営を可能にするため、また、新たな選定療養費を設けることで、患者の選択肢を広げるため、条例に規定する使用料及び手数料の一部を改めようとするものです。

- 条例で使用料及び手数料（①特別の療養環境の提供に係る病室使用料②文書料③分べん介助料④新生児介補料⑤死体処置料）の各項目に上限額を設定
- 条例の上限額の範囲内の金額で規程に金額を設定
- 選定療養費（⑥多焦点眼内レンズの支給選定療養費⑦長期収載品の選定療養費）の追加

2 現在の条例の状況

使用料及び手数料について、条例で金額を定めています。

※一部抜粋・簡略化

参考：「厚木市立病院の診療費等に関する条例」第2条第2項第1号の別表第1（第2条関係）

種別		金額	
		市内	市外
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室	1日につき 25,000円	1日につき 30,000円
	個室A	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
	個室B	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円
	4人室	1日につき 3,000円	1日につき 3,600円
分べん介助料	時間内	80,000円（多胎分べんの場合、2人目に40,000円を加算）	
	時間外	112,000円 （多胎分べんの場合、2人目に56,000円を加算）	
新生児介補料			1日につき 4,000円
死体処置料			1件につき 3,000円

第 2 条第 2 項第 2 号の別表第 2（第 2 条関係）

※一部抜粋・簡略化

種別	金額
普通診断書	1 通につき 2,000 円
特別診断書	1 通につき 5,000 円
死亡診断書	1 通につき 3,000 円
普通証明書	1 通につき 1,500 円
特別証明書	1 通につき 5,000 円
死体検案書	1 通につき 3,000 円

3 上限額設定の考え方

- ・条例に使用料及び手数料の各項目の金額を定めていましたが、条例には上限額を設け、その範囲内の金額において、規程で金額を定めます。
- ・上限額については、これまでの上昇分（人件費等 20% 及び実績）に、今後の上昇見込み分を掛けて算定しています。
- ・今後の上昇見込み分については、2025 年 5 月の消費者物価指数（総務省令和 7 年 6 月 20 日公表）の総合指数が 111.8（2020 年を 100 とする）であり、日銀短観における企業の物価見通し（令和 7 年 7 月 1 日公表）においても、5 年後は 2.3% となっているため、5 年間で約 10% 上がる見込みで積算しています。

< 条例の上限額を定めるもの > 【変更】

項 目	計 算 式	上 限 額
① 特別の療養環境の提供に係る病室使用料	$【30,000 \text{ 円} \times 1.2】 \times 1.1 = 39,600 \text{ 円}$	1 日につき 40,000 円以内
② 文書料	$【5,000 \text{ 円} \times 1.2】 \times 1.1 = 6,600 \text{ 円}$	1 通につき 7,000 円以内
③ 分べん介助料	$【112,000 \text{ 円} \times 1.2】 \times 1.1 = 147,840 \text{ 円}$	1 件につき 148,000 円以内
④ 新生児介補料	$【4,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円}】 \times 1.1 = 6,600 \text{ 円}$	1 日につき 7,000 円以内
⑤ 死体処置料	$【3,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円}】 \times 1.1 = 5,500 \text{ 円}$	1 件につき 5,500 円以内

上限額の計算（各項目の最高金額を基準に計算）

= 【これまでの人件費等上昇分】 × 5 年先の物価見通し 1.1

※⑥と⑦は新設で条例にそのまま記載

⑥多焦点眼内レンズの支給選定療養費【新設】

単焦点レンズと多焦点レンズの金額の差と追加検査代等を選定療養費として患者から徴収します。

⑦長期収載品の選定療養費【新設】

先発医薬品の処方を患者が希望した場合、患者の自己の選択に係るものとして選定療養費を患者から徴収します。

4 条例改正のスケジュール（予定）

- 令和 7 年 8 月 厚木市立病院運営審議会の開催
- 9 月 意見交換会の開催
- 10 月 パブリックコメントの実施
- 令和 8 年 1 月 例規審査会
- 2 月 厚木市議会議案提案
- 3 月 周知、改正条例公布
- 7 月 改正条例施行